

# 社会福祉法人新盛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新盛会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別に定めた費用弁償規程により実費弁償費を支払うこととする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事、監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であっても、定款第21条の役員の報酬はこれを支払わないものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。